

# 東京工業大学経友会 会則

昭和 51 年(1976 年) 10 月 30 日 制定  
平成 28 年(2016 年) 6 月 25 日 改正  
令和元年 (2019 年) 6 月 15 日 改正  
令和 04 年(2022 年) 5 月 21 日 改正

## I 総 則

1. 本会は、東京工業大学経友会と称する。
2. 本会は、会員相互の交流を深め、経営工学の教育・研究の支援を図り、以て社会の発展に寄与することを目的とする。
3. 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行なう。
  - (1) 講演会、研究会、懇親会、交流会などの開催。
  - (2) 会員同士の交流の促進、学部・大学院における関連する活動の支援。
  - (3) 会誌、ホームページ、メール、郵便物その他による広報活動。
  - (4) 蔵前工業会と連携した、大学全体に貢献する諸活動。
  - (5) その他本会の目的を達成するのに必要な事業。
4. 本会は、事務局を東京工業大学工学院経営工学系（以下経営工学系略記）の事務室内に置く。（所在地：〒152-8550 東京都目黒区大岡山 2-12-1 東京工業大学西 9 号館 433 号室）
5. 本会には、総会の承認を得て支部を置くことができる。  
支部の会則は、それぞれ別個に定める。
6. 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

## II 会 員

7. 本会の会員は次の通りとする。  
会員、特別会員、名誉会員

- 7.1 会員は、経営工学系卒業生及び修了生、もしくはそれらの前身の学科・コース等の卒業生及び修了生を原則とし、経友会 HP で入会申し込みした者とする。ただしそれ以外の者で、入会を希望し、幹事会の承認を受けた者も会員となることができる。
  - 7.2 特別会員は経営工学系の現旧教員、もしくはその前身の学科・コースの旧教員、あるいは特に幹事会の承認を得た者とする。
  - 7.3 名誉会員は学識名望あるもので、特別会員中より総会の承認を得たものとする。
  - 7.4 会員の資格、もしくは会員と特別会員の資格を二重に有するものは、特別会員が優先するものとする。
8. 会員は、その資格を得たときに会員名簿に登録される。これによって会員としての権利及び義務が生じる。

### Ⅲ 役員

9. 本会に次の役員を置き、会務の執行機関である幹事会を構成する。  
会長 1 名、副会長 2 名または 3 名、幹事長 1 名、運営幹事 若干名、  
学年幹事 原則各年次 1 名、監事 1 名または 2 名、事務局  
(役員名は別紙記載)  
なお、経営工学系主任及び事務局は必要に応じて幹事会に参加し  
本会の運営を支援していただく。
10. 会長、副会長、幹事長及び監事は会員中より互選し、総会で承認する。
11. 幹事（運営幹事、学年幹事）は、会員の中より会長が依嘱する。
12. 役員任期は、2 年とする。重任、再任は妨げない。  
また、海外赴任や病気等のやむを得ない理由により、任期満了前に役員を辞任せざるを得ない場合には、会長、副会長、幹事長の承認を得ることとする。

その場合、会長は代行者候補を選び、副会長、幹事長の承認を得て、そ

の代行者が、次の総会まで代行することとする。なお、会長辞任の場合については、あらかじめ副会長の中での代行順位を決めておき、その順位上位者が代行することとする。

13. 会長が必要と認めたときは、本会の事務を処理するために職員を依嘱したり、蔵前工業会に委託することができる。

#### IV 集 会

14. 総会は年1回、前年度終了後3か月以内に開催するものとする。
  - 14.1 総会では前年度の事業報告、決算、監査報告及び当該年度の事業計画、予算について審議し、承認する。
  - 14.2 総会の議事は出席者の多数決によって決定する。
  - 14.3 総会の議長は会長が務める。
15. 幹事会は、会長が会務の遂行に関して必要と認めたときに開催される。

#### V 会 計

16. 本会の経費は寄付金、その他を以てこれに当てる。
17. 入会金の徴収を行わないことは、令和4年3月入会申し込みから適用する。

#### VI 改 正

18. 本会会則の改正は、総会出席者の2/3以上の承認による議決を要する。

#### VII 付 則

19. 本会則は、本会が設立された昭和51年10月30日より制定施行する。
20. 本会則は、平成28年6月25日より改正施行する。
21. 本会則は、令和元年6月15日より改正施行する。
22. 本会則は、令和4年5月21日より改正施行する。

## 22.1 改正点

- (1) 7.項：正会員は会員と呼称変更し、学生会員を削除
- (2) 7.1 項：「会員は、経営工学系卒業生及び修了生、もしくはそれらの前身の学科・コース等の卒業生及び修了者を原則とし経友会 HP で入会申し込みした者とする。」に変更  
7.2 項：本項は削除し、7.3 項を 7.2 項とし以降項番を再付番
- (3) 16.項：「入会金」の記載を削除
- (4) 17.項：入会金の徴収を行わないことは、令和 4 年 3 月入会申し込みから適用する。